

## 滋賀県プレコンセプションケア推進キャラクター使用取扱要領

### (趣旨)

第1条 この要領は、滋賀県がプレコンセプションケアを推進するため、滋賀県プレコンセプションケア推進キャラクター「プレコンちゃん」（以下「キャラクター」という。）の広く効果的な活用の促進を図ることを目的に、キャラクターの適正な使用の確保に関し、必要な事項を定めるものとする。

### (使用届出等)

第2条 キャラクターを使用する場合は、あらかじめ「滋賀県プレコンセプションケア推進キャラクター使用届出書（別紙様式）」を滋賀県子ども若者部子育て支援課長（以下「子育て支援課長」という。）に提出し、了承を得なければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当し、かつ、別紙に掲げるキャラクターの図柄を変更、改変することなく使用する場合はこの限りでない。

- (1) 県内の地方公共団体が使用する場合
- (2) 県内の地方公共団体が構成員となる団体、または、県内の地方公共団体が事務局を所管する団体が使用する場合
- (3) 報道機関が報道の目的で使用する場合
- (4) その他子育て支援課長が適当と認めた場合

2 子育て支援課長は、キャラクターの使用が次の各号いずれかに該当する場合、使用の中止を申し立てることができる。

- (1) 県の信用または品位を害すると認められる場合
- (2) 消費者や利用者の利益を害すると認められる場合
- (3) 特定の政治、思想または宗教等の活動に関する活動と認められる場合
- (4) 法令または公序良俗に反し、または反する恐れがあると認められる場合
- (5) その他、子育て支援課長が不適切であると判断した場合

### (使用料)

第3条 キャラクターの使用料は、無料とする。

### (使用上の遵守事項)

第4条 キャラクターを使用する場合は、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 定められた色、形式などを正しく使用すること。ただし、単色での使用は除く。
- (2) キャラクターのイメージを損なう使用をしないこと。
- (3) 原則として、キャラクターに近接して「滋賀県プレコンセプションケア推進キャラクタープレコンちゃん」と表記すること。
- (4) 第2条第2項第1号から第4号までに該当しないこと。

(届出内容の変更)

第5条 キャラクターの使用を届け出た後、内容について変更しようとするときは、改めて変更後の使用について「滋賀県プレコンセプションケア推進キャラクター使用届出書(別紙様式)」を子育て支援課長に提出しなければならない。ただし、使用予定期間など、軽微な変更についてはこの限りでない。

(責任の制限)

第6条 キャラクターの使用を届け出た者がキャラクターの使用によって第三者に対して損害または損失を与えた場合でも、県は、損害賠償、損失補償その他法律上の責任を一切負わない。

(補則)

第7条 この要領に定めるもののほか、キャラクターの使用に関して必要な事項は、子育て支援課長が別に定める。

附則

この要領は、令和8年5月1日から施行する。

(別紙様式)

年 月 日

(あて先)

滋賀県子ども若者部子育て支援課長

(届出者) 住所(所在地)  
氏名(名称)

滋賀県プレコンセプションケア推進キャラクター使用届出書

下記のとおり、滋賀県プレコンセプションケア推進キャラクターを使用したいので、届け出ます。

1 使用目的	
2 使用方法	
3 使用予定期間	自 年 月 日 至 年 月 日
4 作成数	
5 連絡先	(担当者) (電話番号)
6 使用計画	
7 備考	

※注意事項

- ・企画案（レイアウト、スケッチ、原稿等）など、キャラクターの使用方法が分かる資料を添付してください。
- ・キャラクターに近接して「滋賀県プレコンセプションケア推進キャラクタープレコンちゃん」と表記できない場合、理由を備考欄に記載してください。
- ・滋賀県プレコンセプションケア推進キャラクター使用取扱要領第2条第2項各号に該当すると認められた場合、直ちに使用を中止してください。